

第 1 回 庄 内 南 部 地 区 合 併 協 議 会

期 日：平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日（木）

会 場：グ ラ ン ド エ ル ・ サ ン

次 第

- 1 開 会
- 2 会 長 あ い さ つ
- 3 委 嘱 状 の 交 付
- 4 委 員 等 紹 介
- 5 議 事

(1) 報 告 事 項

- 報告第 1 号 庄内南部地区合併協議会設置までの経過について
- 報告第 2 号 庄内南部地区合併協議会規約について
- 報告第 3 号 庄内南部地区合併協議会事務局規程について
- 報告第 4 号 庄内南部地区合併協議会財務規程について
- 報告第 5 号 庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する
規程について

(2) 協 議 事 項

- 議案第 1 号 庄内南部地区合併協議会会議運営規程について
- 議案第 2 号 庄内南部地区合併協議会会議傍聴規程について
- 議案第 3 号 庄内南部地区合併協議会事業計画について
- 議案第 4 号 平成 1 4 年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出予算について

- 6 そ の 他
- 7 閉 会

資 料 一 覧

1	庄内南部地区合併協議会委員等名簿	別添
2	報告第1号資料	
	・ 市町村合併に関するこれまでの経過について	2
	・ 庄内南部地区合併協議会設立趣意書	4
	・ 庄内南部地区合併協議会設置議案（各市町村）	6
	・ 庄内南部地区合併協議会の設置に関する協議書	別添
3	報告第2号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会規約	1 3
	・ 庄内南部地区合併協議会規約に関する確認書	別添
4	報告第3号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会事務局規程	1 6
5	報告第4号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会財務規程	1 9
6	報告第5号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	2 1
7	議案第1号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会会議運営規程	2 2
8	議案第2号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会会議傍聴規程	2 3
9	議案第3号資料	
	・ 庄内南部地区合併協議会事業計画	2 5
10	議案第4号資料	
	・ 平成14年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出予算	2 8

市町村合併に関するこれまでの経過

期 日	項 目	内 容 等
H13. 8.24	庄内地域市町村合併研究会設置 (第1回)	庄内14市町村長で組織
11.30	庄内地域市町村合併研究会第1回幹事会	各市町村助役
H14. 1.25	庄内地域市町村合併研究会第2回幹事会	
2.26	第2回庄内地域市町村合併研究会	
2.27	庄内地域市町村合併研究会第3回幹事会	
3.21	第3回庄内地域市町村合併研究会	幹事会からの報告
3.28	市町村長会議	鶴岡市・東西田川郡9市町村長
4.10	市町村合併問題調査検討委員会設置 (第1回)	会長 = 鶴岡市総務部長 委員 = 鶴岡市・東西田川郡9市町村 の合併担当課長
4.17	第2回市町村合併問題調査検討委員会	
4.18 ~ 20	さぬき市(香川県)視察	7市町村8名参加
4.23	庄内地方市町村議会議員研修会	総務省自治行政局行政体制整備室課 長補佐 菅原泰治氏講演
4.24	第3回市町村合併問題調査検討委員会	
5. 6	市町村長会議	鶴岡市・東西田川郡9市町村長
5. 9	第4回市町村合併問題調査検討委員会	
5.23	第5回市町村合併問題調査検討委員会	
5.30	第6回市町村合併問題調査検討委員会	
6. 3	市町村長会議	鶴岡市・東西田川郡9市町村長
6.27	第7回市町村合併問題調査検討委員会	
6.28	市町村長会議	鶴岡市・東西田川郡9市町村長
7. 8	第8回市町村合併問題調査検討委員会	
7.10	庄内南部地区合併検討協議会(任意協議会)設置 (第1回)	構成市町村 = 鶴岡市、立川町、藤島町、 羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、 温海町 余目町: オブザーバー 会長 = 鶴岡市長 副会長 = 三川町長、鶴岡市議会議 長、櫛引町議会議長
7.17	庄内南部地区合併検討協議会第1回幹事会	
7.26	庄内南部地区合併検討協議会に余目町正式加入	
7.26	山形県へ合併重点支援地域の指定要望書提出	9市町村
7.30	庄内南部地区合併検討協議会第2回幹事会	
7.31	山形県市町村合併支援本部会議開催 庄内南部地区合併検討協議会構成9市町村を合 併重点支援地域に指定	

期 日	項 目	内 容 等
H 14. 8. 8	庄内南部地区合併検討協議会第 3 回幹事会	
8.15	庄内南部地区合併検討協議会第 4 回幹事会	
8.16	第 2 回庄内南部地区合併検討協議会	
8.27	庄内南部地区合併検討協議会第 5 回幹事会	
8.31	第 3 回庄内南部地区合併検討協議会	
9. 6	庄内南部地区合併検討協議会第 6 回幹事会	
9. 7	第 4 回庄内南部地区合併検討協議会	
9.10	庄内南部地区合併検討協議会第 7 回幹事会	
9.11	第 5 回庄内南部地区合併検討協議会	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町の 1 市 5 町 1 村が法定協参加意向表明 立川町、余目町は不参加
9.19	櫛引町議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
9.20	三川町議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
9.20	庄内南部地区合併検討協議会第 8 回幹事会	
9.24	朝日村議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
9.27	鶴岡市議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
9.30	藤島町議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
9.30	羽黒町議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
9.30	温海町議会で庄内南部地区合併協議会設置議案可決	
10. 4	庄内南部地区合併検討協議会第 9 回幹事会	
10. 7	第 6 回庄内南部地区合併検討協議会	

庄内南部地区合併協議会設立趣意書

周知の通り、鶴岡市及び東西田川郡の町村、一市七町一村は、かねて市町村合併の問題について任意の協議会を設けて協議して参りましたが、このたび鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町を構成団体として、市町村の合併の特例に関する法律第三条に基づく合併協議会を置くことについて、別紙の通り、各構成団体の議会の同意を得たので、ここに庄内南部地区合併協議会を設立することにいたします。

これまで、任意の協議会では、各団体の考え方などについて諸々の協議を行ってきましたが、その中で、合併後の見通しが不明なこと、合併によるメリット、デメリットも曖昧なこと、或いは住民に対する情報も不足気味なことなど、合併の是非を判断するための疑義も出され、それぞれ尤もな疑義とも認められましたが、その疑義に応えるには、それぞれの項目に関する具体的な検討作業を真剣に行なう必要があること、それにもまして、昨今の厳しい経済・財政事情や将来の地域社会の見通しなど諸問題から考え、合併は到底避け難いものとの共通の認識に至ったこと、従ってその上は、まず以って、思いを等しくする団体により、議会の議決も得た上で、本格的な検討作業を一刻も速やかに始めるのが適切ではないかとの判断に至りました。そして、それらの検討作業により、よりよい自治体の実現できる計画を策定して実行に移し、また得られる筈のメリットを極力増幅するように、懸念されるデメリットが生ずることがないように、最善の努力を重ね、住民のための最善の方策を樹立したい。またそれで、上述の疑義に応

えることにもなろうと思うのであります。

斯様な趣旨から、今般各議会の議決を戴き、各団体など民間の有識者の参加も戴いて、法に基づく権威ある協議会において、合併にかかる諸課題の最善の結論を得るべく措置した次第であります。

本協議会が設置された後は、法が定める諸協議項目について公正、適切な協議を重ねて最善の結論を得るように努め、最終的には、各構成市町村議会を始め、諸関係機関に、その結論の是非、内容の適否の判断を委ねることになるものであります。

以上、宜しくご理解の上、温かいご指導、ご協力を賜るように申し述べ、設立の趣旨と致します。

平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日

庄内南部地区合併協議会発起人会

庄内南部地区合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市，藤島町，羽黒町，櫛引町，三川町，朝日村，温海町による協議を行うため，別紙のとおり規約を定め，庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

平成 1 4 年 9 月 2 0 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

庄内南部地区合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

「提 案 理 由」

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による合併に関する協議及び新市の建設に関する基本的な計画の作成を行う庄内南部地区合併協議会を設置する必要があるため、提案するものである。

庄内南部地区合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

「提 案 理 由」

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による合併に関する協議及び新市の建設に関する基本的な計画の作成を行う庄内南部地区合併協議会を設置する必要がある。

庄内南部地区合併協議会の設置について

上記の議案を提出する。

平成 1 4 年 9 月 1 0 日提出

櫛引町長 阿 部 千 昭

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

「提 案 理 由」

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による合併に関する協議及び新市の建設に関する基本的な計画の作成を行う庄内南部地区合併協議会を設置する必要があるので提案します。

庄内南部地区合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

「提 案 理 由」

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町による合併に関する協議及び新市の建設に関する基本的な計画の作成を行う庄内南部地区合併協議会を設置する必要がある。

庄内南部地区合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市，藤島町，羽黒町，櫛引町，三川町，朝日村，温海町による協議を行うため，別紙のとおり規約を定め，庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

平成 1 4 年 9 月 2 4 日

朝日村長 佐 藤 征 勝

庄内南部地区合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市，藤島町，羽黒町，櫛引町，三川町，朝日村，温海町による協議を行うため，別紙のとおり規約を定め，庄内南部地区合併協議会を設置するものとする。

平成 1 4 年 9 月 3 0 日

温海町長 佐 藤 正 明

庄内南部地区合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、庄内南部地区合併協議会とする。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 構成市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、鶴岡市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して、次条第1項各号に規定する委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者（前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が次に掲げる区分によりそれぞれ推薦した議員
 - ア 鶴岡市 2名
 - イ 鶴岡市を除く構成市町村 各1名
- (3) 鶴岡市助役
- (4) 構成市町村の長が次に掲げる区分によりそれぞれ推薦した識見を有する者

ア 鶴岡市 3名

イ 鶴岡市を除く構成市町村 各2名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した者を代理とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて構成市町村の関係職員等を会議に出席させることができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は担任する事務の一部について調査又は審議を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、構成市町村が協議して負担するものとする。

(監査)

第14条 協議会の出納は、構成市町村の監査委員の中から構成市町村の長が協議して定めた者2名に委嘱して監査する。この場合において監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第16条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年10月10日から施行する。

庄内南部地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内南部地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、庄内南部地区合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は鶴岡市助役をもって充てる。

3 その他必要な職員は、構成市町村の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第6条 事務局長が不在のときは、その他の職員の中から事務局長があらかじめ指名した職員1名がその事務を代決することができる。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村の事務従事の例によるものとする。

(職員の給与等)

第8条 職員の給与は、それぞれの職員が属する市町村が負担する。

2 職員の旅費は、鶴岡市の例により、協議会が支給する。

(助役会議)

第9条 次条に規定する幹事会及び第13条に規定する専門部会の総合的な調整を要する場合、その他会長が必要と認めた場合、構成市町村の助役をもって組織す

る助役会議を開催し、協議又は調整を図る。

(幹事会)

第 1 0 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、幹事会を置く。

(幹事会の組織)

第 1 1 条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の運営等)

第 1 2 条 幹事会は、事務局長が必要に応じて開催し、事務局長が議長となる。

2 事務局長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第 1 3 条 規約第 3 条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するため、専門部会を置く。

(専門部会の組織)

第 1 4 条 専門部会は、別表第 2 に掲げる部会をもって構成する。

2 専門部会は、部会員をもって組織し、部会員は構成市町村の職員をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(部会長及び副部会長の職務)

第 1 5 条 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(専門部会の運営等)

第 1 6 条 専門部会は、部会長が必要に応じて開催し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(分科会)

第 1 7 条 専門部会で協議又は調整する事項について、専門的に調査研究又は調整するため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第 1 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

別表第 1（第 1 1 条関係）

区 分	職 名
鶴 岡 市	担当部長・主幹
藤 島 町	企画課長
羽 黒 町	企画商工課長
櫛 引 町	企画課長
三 川 町	企画課長
朝 日 村	企画課長
温 海 町	企画観光商工課長

別表第 2（第 1 4 条関係）

部 会 名
総務部会
住民生活部会
健康福祉部会
農林水産部会
商工部会
観光部会
建設部会
教育部会
まちづくり部会

庄内南部地区合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内南部地区合併協議会規約第15条の規定に基づき、庄内南部地区合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、構成市町村の負担金、県交付金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを構成市町村長に送付しなければならない。

（収入及び支出の手続）

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊等

（補則）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 10 月 10 日から施行する。

2 平成 14 年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

歳入予算の区分

区 分
負担金
県交付金

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

歳出予算の区分

区 分
報酬
共済費
賃金
報償費
旅費
需用費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費

報告第 5 号

庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、庄内南部地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第 16 条第 2 項の規定に基づき、庄内南部地区合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、月額 5,300 円とする。ただし、構成市町村の長及び助役(以下「構成市町村の長等」という。)については、これを支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、構成市町村の長等が、協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

2 前項に規定する費用弁償の種類については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鉄道賃、船賃及び航空賃 鶴岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成 11 年条例第 3 号、以下「鶴岡市旅費条例」という。)の規定を準用した額

(2) 車賃、日当、宿泊料及び食卓料 別表に定める額

(支給方法)

第 4 条 前条に定めるもののほか費用弁償の支給方法等については、鶴岡市旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 10 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

車 賃 (1 kmにつき)	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)
26 円	3,000 円	14,050 円	3,000 円

議案第 1 号

庄内南部地区合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、庄内南部地区合併協議会規約第 10 条第 4 項の規定に基づき、庄内南部地区合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めたときは、非公開とすることができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会議の開閉等)

第 3 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第 4 条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録)

第 5 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第 6 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

(関係者等の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めたときは、学識経験を有する者その他関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 10 日から施行する。

議案第 2 号

庄内南部地区合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、庄内南部地区合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、定めないこととし、会議の会場の規模等に応じて可能な限り傍聴を認めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月10日から施行する。

庄内南部地区合併協議会事業計画

1 協議会で協議する事項

(1) 協議会で協議する事項

庄内南部地区合併協議会は、市町村合併特例法第 3 条及び第 5 条に規定する「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」及び「その他市町村の合併に関する協議」を行うことになるが、これをさらに具体的に示すと、概ね次のようになる。

合併協定基本項目についての協議

法第 5 条に規定する建設計画の作成

広義に言えば前項に含まれるが、特に各地域における長期的観点に立ったまちづくりの戦略的構想・計画の作成

住民サービスの向上と効率的な業務執行の推進のための業務執行体制、執行システムの構築

税、使用料など公租公課、その他行政施策、事務万般にわたる各構成団体間の相違事項の調整協議

住民に対する広報の徹底、意見の聴取など住民の意向を尊重する方策の推進
その他必要な事項

(2) 協議の年次的計画

合併特例法に基づく協議であることに鑑み、合併市町村は、平成 17 年 3 月までに成立・発足する必要があるので、協議会の協議は、平成 16 年度の半ばには終了することが望ましい。

そのため、平成 15 年度において建設計画など協議事項のほぼ全体について概案を纏め、16 年度の前半に調整を行い、結論を得るようにしたい。その作業は極めて広範多岐にわたり、膨大なものになると予想されるので、15 年度の作業を能率的、的確に進めることができるよう、今年度の後半には、そのために必要な検討課題、計画課題の具体的明確化、整理とともに必要な基礎資料の整備を怠りなく推進する。

なお、協議会の論議を有効適切に行っていただけるよう、合併問題の制度的説明や構成団体の実情の把握のため、事前に必要な説明、現地調査を行う。

2 平成14年度庄内南部地区合併協議会事業計画

(1) 庄内南部地区合併協議会委員の活動

市町村合併に関する研修

市町村合併に関する理解を深めるため、合併の制度、背景や協議会の役割等についての研修を行う。

各市町村政の現状と方針等の聴取

共通の認識に立った協議が行えるように、各市町村の現状や今後の構想等についての聴取を行う。

各市町村住民の意向等に関する現地調査

各市町村の住民から、まちづくりについての意向等を調査する。

協議会における協議

上記研修、調査等を行うとともに、専門部会等での作業の進行に応じて、協議会において協議を行う。

(2) 法第5条に規定する建設計画作成の方針と骨格作り

各市町村の振興計画等の収集、検討

建設計画作成の方針と骨格作りのため、各市町村の振興計画等の収集、検討を行う。

財政状況の分析と財政見通しのための基礎資料の整備

財政計画作成に当たっての財政状況の分析、財政見通し作成のため、必要な基礎資料の整備を行う。

(3) 地域づくりの課題の収集と選択、整理

まちづくりについての計画、課題の収集

まちづくりのための計画、課題について、各市町村から提案してもらうとともに、学識者からの提案も依頼する。また、一般住民からの提案の募集についても検討する。

提案された課題等の検討、現地調査、整理

学識者による任意の研究会を設けて、提案された課題について検討、現地調査を行い、課題の最終的な選択、整理を依頼し、平成15年度に行う本格的な検討課題を決定する。

基礎資料の整備、分析

まちづくり計画の策定に関する基礎資料の整備、分析を行う。

(4) 住民サービスの向上と効率的な業務執行を踏まえた業務執行体制、執行システムの構築のための調査、検討

調査方法の検討、予備調査の実施

各市町村での調査を実施する前に、モデル的な予備調査を行い、調査方法を検討する。

業務執行体制、執行システムの現状の調査、把握

各市町村において業務執行体制、執行システムの現状把握のための調査を行う。

業務の整理、検討

合併後において合併前の各市町村で執行すべき業務と一箇所に集約、統括すべき業務の区分及び業務の見直し等について整理、検討を行う。必要に応じて、学識者からの指導、助言を求める。

(5) 各種施策、事務事業等の各市町村における相違事項の調査、調整案の検討

各種施策、事務事業等の相違把握のための行政現況調査の実施

合併協定項目の調整及び市町村建設計画策定等の基礎資料とするため、各市町村における各種施策、事務事業等の相違について行政現況調査を行う。

調査結果の集約、課題の整理

行政現況調査結果を集約し、調整を行う際の課題について検討、整理する。

合併協定項目の選定

合併協定項目として協議会で協議を行う項目について検討、選定を行う。

合併協定項目の調整案の検討

協議会に提案する合併協定項目の調整内容案について検討を行う。

(6) 住民への情報の提供等

協議会だよりの発行等による情報の提供、周知

協議会の内容、進行状況等について協議会だよりを発行し、積極的に住民への情報提供、周知に努める。なお、各市町村の独自の広報も積極的に行なっていく。

協議会ホームページによる情報の提供等

協議会のホームページを作成し、協議会の情報提供に努めるとともに、合併に関する意見等の募集等も行う。

議案第 4 号

平成 1 4 年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

科 目	予 算 額	内 容
負 担 金	5,000	鶴岡市
県 交 付 金	5,000	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
合 計	10,000	

歳 出

(単位：千円)

科 目	予 算 額	内 容
報 酬	954	協議会委員報酬
共 済 費	105	臨時職員社会保険料等
賃 金	1,100	臨時職員賃金
報 償 費	1,470	講師等謝礼 委員研修、まちづくり計画学識者研究会、専門部会調査等
旅 費	2,401	費用弁償 360 協議会委員等 講師等旅費 1,050 まちづくり計画学識者研究会、専門部会調査等 職員等旅費 991 専門部会視察調査、事務局旅費
需 用 費	2,080	消耗品費 420 事務用品、図書購入費、コピー等 食糧費 500 協議会お茶代、講師等昼食代等 印刷製本費 1,160 協議会だより、協議会資料等
役 務 費	60	通信運搬費 郵送料等
委 託 料	580	ホームページ作成等委託料 会議録テープリライト委託料
使用料及び 賃 借 料	690	協議会等会場使用料 パソコン等賃借料
備品購入費	560	机、椅子、コピー等事務用備品
合 計	10,000	